

## 江東区立東陽小学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

### ※ いじめの定義(いじめ防止対策推進法第2条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 1 いじめ防止等の基本的な考え方

### (1) いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめ防止対策推進法第4条では、「児童等は、いじめを行ってはならない。」(いじめの禁止)と規定されている。

そして、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という共通認識に立ち、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

### (2) 学校及び学校の教職員の責務(いじめ防止対策推進法第8条)

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

## 2 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、副校長、主幹、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、保護者代表、地域代表等による「東陽小学校いじめ対策委員会」を設置して、同委員会を定期的を開催し、本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。

また、「Action24」に基づいた早期発見、早期対応、未然防止を推進するとともに、いじめ等が発見された場合は速やかに開催し、早期対応にあたる。

### 3 いじめの未然防止の取組

(1) 「みんなで見守る」体制の充実……学校全体で全ての児童を見守る体制を整える。

#### 具体的な取組内容

- 高学年教科担任制の推進、毎年度のクラス替え、ペア学年交流や特別支援教育体制の充実等により、児童がより多くの教員と関われるようにする。
- 毎週木曜日に生活指導夕会を実施し、児童の様子について学校全体で共通理解する機会をもつ。

(2) 道徳教育の充実……「いじめを行ってはならない」「いじめは決して許されない」という認識を児童がもてるように、教育活動全体を通じて指導する。

#### 具体的な取組内容

- 「特別の教科 道徳」の授業において、人に対する「感謝」や「思いやりの心」を育てることを重視する。また、「いじめ」「命」に関する授業を年3回実施する。
- 「いじめ総合対策（子供版）」を活用した授業を年度初めに行い、いじめは犯罪であるという意識をもたせる。
- 毎週1時間の道徳授業を確実に実施する。
- 道徳授業地区公開講座を通して、保護者、地域の方々にも道徳教育について一緒に考える機会を設け、連携していく。

(3) わかる授業づくり……児童一人一人が達成感や充実感をもてる、分かる授業の実践に努める。

#### 具体的な取組内容

- 火・水曜日の朝10分の「基礎基本の時間」において、基礎的基本的な知識・技能を確実に身に付けさせる。
- 各教科において「問題解決学習型」の授業方法を実施する。児童の探究活動、話し合い、聴き合いを重視し、自ら問題を解決する力を育てる。

(4) 学校図書館活用の充実……学校司書や読書ボランティアと連携し、環境の充実に努める。

#### 具体的な取組内容

- 毎週金曜日の朝に、全校読書の時間を設ける。読書活動を通して言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにしていく。
- 読書ボランティア等による読み聞かせを実施する。本に関わる機会をつくるとともに、地域の方々による児童への関わりを増やし、地域と連携して学校図書館活用を充実させていく。

- (5) 体験活動の充実……他者とかかわりコミュニケーション能力を養う体験活動を、体系的・計画的に実施する。

具体的な取組内容

- 様々な職業に従事する方、社会で活躍する方を招いて話を聴く機会を設け、将来の夢を大きく広げる機会とし、自尊感情を高める。オリパラレガシーとして校内ポッチャ大会やダンス・アカデミーの活動を行い、また、本物に触れる体験を通して、豊かな情操を育てる。  
(例 伝統芸能、租税教室、環境学習授業)
- 地域学校協働本部と連携し、江東区の教育がめざす「自ら課題を見つけ、主体的に学び、考え、行動し、自分らしくのびのびと育ち、自らの夢に挑戦し、未来を担う人となること、『みんな、かがやく！』こと」を実現する。

- (6) 学級経営・特別活動の充実……学級経営や特別活動を通して互いのよさを見付けたり、考え方の違いに気付かせたりする活動を取り入れ、児童の自己有用感や自尊感情を育む。

具体的な取組内容

- 児童が自らいじめについて主体的に考え、学び、防止を訴えるような取組を推進する。
- 学級目標の振り返りを定期的に行い、改善、更新をしていく。
- 高学年を中心に「わたしの取扱説明書」を作成する。自分の弱いところも開示することや、みんなちがう考えをもっていることを知ること、考えを認め合うことで、よりよい人間関係が築いていけることを実感させる。
- 話し合い活動を充実することにより、他の考えや意見を尊重すると共に、自分の考えをしっかりと述べる児童を育てる。
- 班活動や係活動・当番の活動を充実させ、共に活動するよさを味わわせる。
- 異学年交流を推進する。(例 ペア学年交流、たて割り班、登校班、児童集会、交流給食)
- 「SOS の出し方に関する教育」を毎年度第5学年で行うとともに、長期休業明けの全校朝会で、同様の内容の講話を校長が行う。

- (7) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策……全校児童のインターネットの使用状況等の現状把握に努め、児童及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行う。

具体的な取組内容

- 「SNS 東陽小ルール」(タブレット、SNS 等を使用する際のルール)を毎年度、児童と確認する。家庭にも周知し、学校と家庭が一体となってルールの徹底を図り、未然防止に取り組む。
- セーフティ教室でインターネット・スマートフォン等の利用に関する学習をする。

- (8) いじめ防止に関する研修の実施……いじめの防止に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、日々の観察の仕方など、いじめの防止に関する教職員の資質向上を図る。

具体的な取組内容

- 年度初めに「いじめ対策フロー」を全教職員で確認する。また、「いじめ防止研修」を、年3回の「いじめ（ふれあい）アンケート」後に行う。
- 「特別の教科 道徳」において、年間を通して効果的な指導の方法や評価について教師自ら学ぶ機会を設定する。
- 特別活動や学校経営に関する教員研修を行う。

#### 4 いじめの早期発見のための取組

- (1) アンケート調査の実施……いじめを早期に発見するために、年間3回、児童に対するアンケート調査を実施する。

具体的な取組内容

- 「いじめ（ふれあい）アンケート」を年3回実施する。結果については、即時に管理職・SCに報告し、見逃さない、対応を遅らせないように努める。
- アンケートに記入することができない児童がいる場合、質問紙ではなく口頭で聞き取ることができる機会をもたせる。その場合は、担任だけでなく、それ以外の教員でも良いことを知らせる。

- (2) 児童の状況を掌握する取組の実施……以下のような方法で、平時から児童の状況を的確に掌握できるようにする。

具体的な取組内容

- 日常的な児童観察、理解を怠らず、全教職員で全児童の様子を見ていく。
- 学校いじめ対策委員会を定期的に行い、各学年の様子や、児童の実態を共有する。
- 毎週木曜日に生活指導夕会を実施し、児童の様子について共通理解する機会をもち、日々の児童の観察、児童の相談、情報収集、保護者との連携について学ぶ機会とする。
- いじめはどの学級にも起こりうることであるということを認識し、気になる児童や行動は学年・主幹・スクールカウンセラー・管理職等に相談し、いじめを早期に発見できるスキルを育成する。
- 一人一台端末の「心の健康観察」を適宜活用して、児童の心の状態を把握する。

- (3) 教育相談の実施……定期的な教育相談期間を設けて、全児童を対象とした教育相談を実施する。

具体的な取組内容

- いつでも、誰にでも相談できることを年度当初に話し、気軽に相談できるようにする。
- 年1回、5学年児童を対象にSCとの全員面談を実施する。

- (4) 個人面談、家庭訪問、連絡帳等の活用……連絡帳等を活用して、児童及び保護者との連絡を密にし、信頼関係を構築する。

#### 具体的な取組内容

- 日常的に連絡帳等を活用し、児童の様子を適時保護者に連絡する。  
また、必要に応じて電話や訪問等により保護者との連携を密にする。
- 個人面談を7月に実施し、児童の様子、家庭環境、家庭で心配なことなどを直接相談できる機会を設定し、いじめの早期発見、早期対応ができるようにする。

## 5 いじめに対する早期対応

- (1) 教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、またはいじめと思われる行為を見つけた場合は、速やかに管理職に報告する。
- (2) 校長は、速やかに学校いじめ対策委員会を臨時開催し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じる。
- (3) いじめの兆候やいじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめ防止対策委員会が中心となって対応を協議し、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童等に対する指導とその保護者に対する助言を継続的に行い、いじめの解消（※）を目指す。

（※）①いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3ヶ月を目安）。

②被害者が心身の苦痛を受けていないこと。

- (4) 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童等について、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめられた児童が安心して教育を受けるために必要な措置を講じる。また、関係機関やスクールロイヤーなどの専門家との相談・連携を行うことで、児童の最善の利益を守るとともに、問題の長期化を防ぐ。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては警察署と連携して対処し、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

## 6 重大事態への対応

いじめ防止に関する教職員による校内研修等により、全ての教職員が、法に規定されている「重大事態」の定義を正しく理解する。

- (1) 法に規定されている重大事態の定義

- ① いじめにより児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（児童・生徒が自殺を企図した場合等）
- ② いじめにより児童・生徒が相当の期間（年間 30 日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ③ 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

- (2) 重大事態への対応

- ① 学校は、重大事態が発生した場合（児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じ

た。」という申立てがあったとき、その他の重大事態の疑いが生じた状況を含む。以下同じ。) 教育委員会へ事態発生について報告する。

- ② 学校は、重大事態が発生した場合、学校または学校の設置者において「いじめ問題調査委員会」を設置し、「いじめの重大事態に関するガイドライン」に基づいて、事実関係を明確にするための調査を実施する。なお、(1) ②に定める重大事態については、学校に「いじめ問題調査委員会」を設置することを原則とする。
- ③ いじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
- ④ 学校が「いじめ問題調査委員会」を設置した場合、調査結果を教育委員会に報告する。
- ⑤ 学校の設置者は、「いじめ問題調査委員会」の調査結果を踏まえた必要な措置をとる。